

獣医療法施行規則第七条の二の規定に基づき農林水産大臣が定める事項
を定める件

平成二十一年二月二十日農林水産省告示第二百三十七号

獣医療法施行規則第七条の二の農林水産大臣が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射線同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（以下「診療用高エネルギー放射線発生装置等」という。）の取扱いに従事する者に関する職務及び組織に関すること。
- 二 放射線取扱主任者その他の診療用高エネルギー放射線発生装置等の取扱いの安全管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。
- 三 放射線取扱施設の維持及び管理に関すること。
- 四 放射線取扱施設（診療用放射線照射器具を備えた診療施設にあっては、管理区域）の点検に関すること。
- 五 診療用高エネルギー放射線発生装置等の使用に関すること。
- 六 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の入手、使用、保管、運搬又は廃棄に関すること。
- 七 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果に関すること。
- 八 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。
- 九 健康診断に関すること。
- 十 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。
- 十一 獣医療法施行規則第十九条に規定する記帳及び保存に関すること。
- 十二 地震、火災その他の災害が起こったときの措置（次号の措置を除く。）に関すること。
- 十三 危険時の措置に関すること。
- 十四 その他放射線障害の予防に関し必要な事項